

〔續日本紀元正〕養老二年正月庚子詔授正六位上大伴宿禰首從五位下、

八

〔東照宮御實紀附錄三〕甲州士の内にも、山縣三郎兵衛昌景が武略忠節は、わきて御心にかなひけるにや、一年本多百助信俊が男子設けしに、免缺なればとて心に應せぬよし聞しめし、そはいとめでたき事なり、信玄が内の山縣は大なる免缺なり、かの魂精の抜出て、當家譜第の本多が子に生れ來りしなるべし、大切に養育すべしと仰付られ、その子の幼名をも本多山縣とめされ、台徳院殿秀忠の御伽にめし加へらる、

〔白石小品〕武家官位ノ事

源太郎、平二、豊三、橋四、神五、紀六、長七、春八、藤九、田十、江太、野二、中三、丹三、宗四、菅五、宮六、高六、清七、
八ナド聞エシハ、皆其姓ト其行第ヲ合セテ稱セシ也、

源太ハ源姓、平二ハ平姓ナリ、其他豊原、橋、大神、紀、長谷部、春原、藤原、田口、大江、小野、中原、丹治、惟宗、
菅原、宮道、高階、清原、三善等ノ諸姓悉クニカゾフルニ違アラズ、

〔古事記傳二十〕大概古の王等の御名は、御母の名に因れりと見ゆるもあり、孝靈天皇の御子、千々速比賣命は、御母千々速眞若比賣なり、孝元天皇の御子、建波邇夜須毘古命は、御母波邇夜須毘古命は、

〔松の落葉四〕祖のあざなをつく事

今の世に、たゞへばおやのあざな三左衛門といへば、子もうまごも、そのあざなをつくなるは、み國ぶりにして、いとよきなはしになん、亥かすれば其家のすぢ、よくわかつて、まぎらはしからず、神武天皇は彦火火出見尊のうまごの君にして、神日本磐余彦火火出見尊と申し、もさるみこ、ろ亥らひにこそ、中ごろよりのちも、人の名づくに、とほりもじとて、ふたもじのうち、一もじは、さきのによりて、ものするも、いにしへよりのみくにぶりに亥たがへるにぞ、から國の

〔親族偏名爲名以